

公示送達等の電子化のための国土交通省関係政令の一部を改正する政令案に関する
意見募集の結果について

令和8年4月24日
国土交通省
土地政策審議官部門

国土交通省では、令和8年2月22日から令和8年3月21日まで、公示送達等の電子化のための国土交通省関係政令の一部を改正する政令案に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、3件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

※ 本改正と直接の関係がなかったため掲載しなかった御意見に関しましても、今後の施策の推進にあたって、参考にさせていただきます。

1. 実施方法

- ① 募集期間：令和8年2月21日（土）～令和8年3月22日（日）
- ② 周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）
- ③ 意見提出方法：インターネット、電子メール及び郵送

2. 意見数

提出意見数 3件（うち本改正と直接関係のない意見数1件）

3. お問い合わせ先

国土交通省不動産・建設経済局総務課土地収用管理室 意見募集担当
電話番号 03-5253-8111

※ とりまとめの都合上、内容を適宜集約させていただいております。

御意見の概要及び国土交通省の考え方

	御意見の概要	国土交通省の考え方
1	<p>省令において、以下の技術的要件を明示的に規定することを求める。</p> <p>電子署名またはタイムスタンプを付与すること。公示文書の公開時に、政府認証基盤（GPKI）に基づく電子署名または RFC 3161 準拠のタイムスタンプを付与し、原本性を証明可能とすること。これにより、公示内容が改ざんされた場合に検知できる仕組みを確保すべき。</p> <p>公示の開始日時・終了日時・内容のハッシュ値を改ざん不可能な形式（追記専用ログまたはブロックチェーン等）で記録・保存し、当事者が事後的に公示の存在と内容を確認できるようにすること。</p> <p>公示文書のハッシュ値（SHA-256 以上）を官報等の別媒体に同時掲載することにより、利用者自身が公示内容の改ざん有無を検証できる手段を提供すること。</p> <p>本政令案は技術的詳細を省令に委任する構造をとっているが、省令制定にあたっては内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）の「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」および総務省の電子行政に関するガイドラインと整合した要件を盛り込むとともに、デジタル庁との協議のうえで標準的な実装仕様を策定することを強く求める。真正性の担保なきウェブ公示は、利便性の向上と引き換えに法的安定性を毀損するものであり、抜本的な要件整備を求める。</p>	<p>本政令案は、公示送達等のデジタル化のためにその具体的方法を定めたものです。</p> <p>ご指摘の点は、本政令案に直接関係しないものと理解しておりますが、今後の施策において参考とさせていただきます。</p>

2	<p>「書面掲示に代えて」ではなく、「書面掲示に加えて」行う公示送達方法とすることはできないだろうか。電子化によりいつでもどこでも公示送達の内容をインターネットから閲覧できるようにすることは賛成だが、書面掲示の方がアクセシビリティが高いという人もいるだろう。公示送達が公文書伝達の最終的手段であることを踏まえると、置き換えではなく拡張の方向でご検討いただければと思う。</p>	<p>今回の政令案は、公示送達等の手段をウェブサイトへの掲載に限定したのではなく、公示事項を掲示場に掲示し、又は事務所等に設置した PC 上で閲覧することができる状態に置くことも必要としております。</p>
---	--	---